## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング (議事録)

## (開催要領)

- 1 日時 平成 26 年 8 月 29 日 (金) 10:38~11:08
- 2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室
- 3 出席

< WG委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

<提案者>

上林 奈津子 テンプル大学ジャパンキャンパス

加藤 智恵 テンプル大学ジャパンキャンパス副学長

<事務局>

内田 要 内閣府地域活性化推進室長

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

<関係部局>

宮国 永明 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官

## (議事次第)

- 1 開会
- 2 議事 建築基準法規制緩和による、海外大学の学校法人設立推進 外国大学日本校への税制優遇措置付与による、教育の国際推進
- 3 閉会

○藤原次長 定刻でございますので、始めさせていただきます。

提案者からのヒアリングということで、テンプル大学ジャパンキャンパスの加藤様、上林様にお出でいただいております。御提案を頂戴しておりまして、先日までの提案募集期間、締切期間でございますけれども、その期限を待たずにヒアリングをさせていただくということで、座長から是非こちらをヒアリングということで御指定いただきまして本日はお出でいただきました。

全体40分の予定でございますので、15分~20分御説明をいただいた上で意見交換という

形にさせていただきますけれども、議事録と資料は公開が原則なのでございますが、よろ しゅうございますでしょうか。

- ○上林氏 恐れ入ります。A3の資料だけ非公開でお願いしたいと思っております。
- ○藤原次長 では、資料と議事録は一部非公開ということで、後ほど御指摘ください。よ ろしくお願いいたします。

それでは、八田座長、よろしくお願いします。

- ○八田座長 どうもお忙しいところをお越しくださいまして、ありがとうございます。 早速、御説明をお願いいたします。
- 〇加藤副学長 おはようございます。本日はお時間をいただきましてありがとうございます。副学長の加藤と申します。本来ならば学長のストロナクが直接参りまして御説明したいところだったのですけれども、本日は予定が入っておりますので私のほうで代行させていただきます。

まず、1点目の提案のほうからなのですけれども、テンプル大学ジャパンキャンパスは1982年に開校いたしまして、以来、日本でアメリカの大学の教育をそのまま提供しております。一時、最初に開校したときには日本人がほとんどだったのですけれども、現在は40~45%ぐらいがアメリカ人、35%ぐらいが日本人、その他は世界各国から、50~60か国から学生の集まる非常にインターナショナルな国際的なキャンパスでございます。

ただし、開校したときにやはり80年代に外国大学の日本校というのはたくさん日本にございました。テンプル大学ジャパンキャンパスはそのうちのその中でも一番最初に日本に開校した大学です。ただ、そのときに大学の学校法人になりたいということで最初は希望があったのですけれども、文部科学省のほうから色々な規制がございまして、学校法人は無理ですという、そのときは実は来なくていいです、帰ってくださいと言われたこともありまして、それは30年前の話でございますが、そのままの形態で、今、外国大学の日本校という指定を2005年にもらいましたけれども、今もその形態ですが、それまではアメリカ本校の100%出資の有限会社が大学を運営するという形で行っております。

ですので、運営母体としては有限会社ではございますけれども、全ての大学のポリシー、では、何をもって卒業とするのかとか、どういう学生を入学させるのかとか、どういうコースが開校されているのかとか、そういうことは全てアメリカ本校のポリシーに沿った形で行っております。うちの理事は全員アメリカ本校のものですので、全ての重要な決定はアメリカ本校の意思で行われているということになりますので、中身はアメリカ本校と同様、そして、授業は全て英語、単位も学位もアメリカ本校から直接出ております。学生を登録するデータベースであるとか、そういったものもアメリカ本校と同じものをシェアして使っておりますし、学生が実際に受け取る学位もアメリカ本校から直接送られてくる。そして、学生も日本とアメリカを行ったり来たりできる。どちらに行ってもいい。ですから、学生は、例えば日本から始めてもアメリカ本校に残り4年間行ってもいいし、最後の1学期だけ行ってもいいし、1年だけ行ってもいいし、行ったり帰ったりしてもいい。逆

にアメリカ本校の学生がこちらに来てそういうことをしても構わないと。ですから、はっきり言ってどの学生がジャパンキャンパスの学生で、どの学生がアメリカ本校の学生という差がないわけですね。

○八田座長 学費も同じですか。

○加藤副学長 学費は違います。学費は日本のほうは、御存じのとおりアメリカの大学は 非常に学費が高くて、毎年学費を上げますので、それに付き合っているとものすごい学費 になってしまいますので、そうしますと誰も来てくれませんので、学費は異なりますけれ ども、アメリカ本校のほうがずっと高いです。日本校のほうが本校よりは下ですけれども、 多分日本の私立大学と言われている上智大学とか早稲田大学とかよりもちょっと高いくら いで、日本の国内でもかなり学費自体は高いほうだとなっております。

ということでずっと中身はアメリカ本校と同じでやってきたのですけれども、そういったある程度ステータスによって差別的待遇を長らく受けてきて、例えば新聞等でも学校、大学と書かないでくれと昔は言われたりしましたし、一番大きなところでは、ビザですね。留学ビザというものが提供できない、アメリカ人が日本のキャンパスで勉強したいと言ってもお断りするしかなかったというのが2005年までですが、2005年に当時の特区なども、そのときも特区を利用させていただきましたが、最終的にはその結果として外国大学日本校の指定というのを文部科学省からもらうことになりました。現在、外国の大学の日本校、4校か5校ぐらいしかないです。そのうちの一番最初の大学ということでもらいましたので、ビザは解決しまして、ですので、今、外国人がそれだけ多い、日本人のほうが少ないぐらい、35%ぐらいになってしまっていますけれども、外国人、アメリカ人が特に多く留学してきている、直接アメリカから来てくれるというような形になっております。

あともう一つ大きな問題点でありました学割の問題ですね。学生にとっては大きな問題で、親御さんにとっても大きな問題で、50%ぐらいの学割が普通はききますので、通学定期ですね。その問題も解決したのですけれども、やはり税制の問題だけ解決していないということで、ずっと文部科学省ともお話をしていまして、日本の大学になったほうがいいのではないかという話も最近は大分具体的にはいただいておりますけれども、やはり色々大学設置基準で合わないところがいまだにかなり多いというところ、あとアメリカ本校のほうで納得できない点や日本の法律はどうしてこうなのかと、うちと全然合わないではないかというところがかなりまだ多いので、進めてはいますけれども、なかなかそれがうまくいくかというと、100%ではないというところが正直なところです。

○上林氏 では、先に税制優遇の件について。

○加藤副学長 ということですので、以前からの念願である税制優遇措置を何とかこの特 区で実現できればと。これは私どもテンプル大学ジャパンキャンパスだけではなくて、他 の外国が例えば東京に来たいと、日本、アジアの中心地である、いまだにもちろん中国は 発展していますけれども、私どものアメリカ人の学生がなぜ日本キャンパスに来たいかと いうと、アジアに興味があると、アジアは今後の発展の中心であると思っているけれども、 やはり中国に行くにはあまりにも文化も違い過ぎるし、やり方も違い過ぎる、生活するにも生活しにくいというところがあるわけで、ですので東京を選んで、私どものジャパンキャンパスに来てくれているわけなので、もし、これが例えば税制の優遇措置が日本の学校法人と同じような形で特区で与えられれば、他の大学ももしかして来るということもあるかもしれませんし、私どもも今のままだとこのまま消費税が上がりますと、学生の学費に今消費税がかかっております。今の8%から10%になると本当に学生にただでさえ高い学費、それ以上のものを支払ってもらわなければいけない。運営上も非常に重荷になっておりまして、このままどこまでいけるかという状況ですので、是非この特区を利用して税制優遇措置をいただき、学生の負担を少しでも少なくして、外国人、そして日本人の国際的な教育を受けたいという学生に対するユニークなオプションを東京で提供し続けていきたいというのが最初のほうの提案の趣旨でございます。

2点目のほうは、実際に今学校法人になり大学設置をするというプロジェクトを文部科学省と一緒に進めているわけなのですけれども、その中で先ほど申しましたように、色々日本の法律に合わないものがある。特に文部科学省と交渉していることに関しては、文部科学省の中でかなりフレキシブルに対応していただいているところなのですけれども、どうしても難しいところの一つが建築基準法による規制でございます。例えば、教室にはドアが二つなくてはいけないとか、廊下の幅はこれぐらいでなくてはいけないとか、そういうことがあるわけなのですけれども、その基準に今は私どもは達しておりません。そして、今後もし学校法人化が成功するとした場合、こちらの基準法が妨げになって、正確に言うと今の場所にいられなくなるというのが現実でございますので、こちらのほうは大学法人化して学校法人になったときに緩和していただきたい規制ということになります。

上林さん、何か付け足すことはありますか。

- 〇上林氏 建築基準法の問題なのですけれども、実は現在のビルのオーナーからこの問題を指摘されるまで、文部科学省のほうでもこのようなことがあるというのは全く認識しておりませんでした。あと、私たちも勉強不足というのもありまして、学校というカテゴリーになると、そのようなさらに厳しい建築基準が課せられるというところに認識がありませんでした。
- ○八田座長 専門学校でもですか。
- ○上林氏 学校という第一条校は全部そういうふうになっています。
- ○八田座長 おたくは専門学校ではないのですか。
- 〇上林氏 ではございません。現在は有限会社なので、オフィスビルの基準に合っているところであれば特に問題なく、オフィスビルの安全基準で運営しております。実際に文部科学省の基準で、以前は学校法人になるときには校舎も校地も自前で用意しなければなりませんでした。その基準が緩和されまして、現在では20年以上の借用の保証があれば、借用のビル、土地でもいいということで基準が緩和されたのです。

ところが、実際、借りて学校をスタートしたいという人たちはほとんどがオフィスビル

を借りることになると思うのですけれども、オフィスビルの通常の基準には学校の建築基準法上の基準には合わないところがほとんどです。正直、都内にございます学校法人、いくつか借用ビルで運営してらっしゃる学校法人を見学に行かせていただいたのですが、素人目に見ましても、A3の表にあります色々耐火性の問題ですね。パーテーションが天井を突きつけて耐火の壁でなければいけないというものが、素人目に見ても、天井の前で終わってしまっているパーテーションだなとか、正直規制に合わずに、今まで文部科学省も国土交通省も認識していなかったために、そのまま何となく学校法人の申請に通ってしまって運営されているところもほとんどだという感じを持っております。

ですので、提案にも書かせていただいたのですが、学校と言って小学校から大学、 大学院までひとくくりにするのではなくて、是非大学生も大人であるので、小学生と 同様の厳しい安全基準までなくても大丈夫なのではないかというところで是非規制緩 和をお願いしたいというのがこちらの趣旨になります。

- ○八田座長 以上ですか。どうもありがとうございました。補足の質問ですけれども、 まず、税に関しては先ほど消費税についておっしゃっていました。要するに、御要望は消 費税についてだけですか。
- ○加藤副学長 もちろんできれば他の税もですけれども、一番大きいのは、今問題になる のは、学生の学費にかかる消費税というところです。
- ○八田座長 今は、固定資産税は普通に会社として払っていらっしゃるのですか。
- ○加藤副学長 全て会社として払っています。会社と全く同じ。
- ○八田座長 いくつかのカテゴリーがあると思うのですけれども、学校法人と各種学校とおたくのような会社と並べると、各種学校に比べて不利な点というのはどことどこなのですか。
- ○加藤副学長 もちろん消費税ですね。
- ○八田座長 消費税が各種学校では払わなくていい。
- ○加藤副学長 寄附金の課税もそうです。
- 〇八田座長 寄附金の課税の控除するあれがないと。それから、固定資産税は各種学 校は。
- ○加藤副学長 各種学校もあると思います。ごめんなさい、確認をしないといけない と思いますけれども、各種学校も準学校法人というステータスを持っていますので、 優遇措置があると記憶しております。
- ○八田座長 少なくとも消費税に関して明確に優遇が欲しいし、寄附税制に関しても 優遇があると各種学校並みになると。
- ○加藤副学長 はい。以前に各種学校に関しても東京都とも話をしまして、この問題、 税制の問題というのは30年ずっと戦っている問題なので、色々な方向を検討しまして、 以前、文部科学省から勧められて東京都を紹介されて、各種学校になったらいいので

はないですかという話がありましたので、そのルートも模索したことはございます。 実際に設置を目指して準備をしたのですけれども、その中で全然大学の形式が違う。 学校の形式が例えば1年間に提供する授業の時間数ですね。高等学校のように専門学 校、専修学校の場合は毎日来ることが前提で、ものすごい数の高等学校と同じぐらい の時間が必要なのですけれども、こちらは大学なので日本の学校と同じようにそんな にはないわけで、時間の外で勉強することを言われているので、そちらの選択肢がも う難しいということで結論が出ております。

- ○八田座長 分かりました。そうすると、こちらのほうは先ほどおっしゃっていた外国大学日本校指定の対象に対しては、少なくともそういう税制に対して各種学校並みにしてくれということですね。
- ○加藤副学長 おっしゃるとおりです。
- ○八田座長 今度建築基準法のほうですけれども、これは専門学校もみんなこの基準 に従っているわけですね。これはものすごい大きな改正で、要するに外国学校のため だけではないですね。
- ○上林氏 おっしゃるとおりだと思います。ただ、専門学校とかは所轄が各都道府県だと思いますので、建築基準法というのは国の法律ですので、専門学校はもう各都道府県のさらに色々あるものも守られているかもしれないですね。
- ○加藤副学長 厳しいことがあっても緩いことはないですね。
- ○上林氏 そうですね。
- ○八田座長 これに関しては外国の学校だから例外というのはおそらく難しいだろうと思いますね。

原委員、どうぞ。

- ○原委員 今の建築基準のところで言うと、天井の高さの話とかは相当昔にありましたけれども、あれと同じように、これは別に外国大学だからということは抜きにして不合理なところがおそらく可能性があって、そこは合理的にしていったらいいのかなと思います。 ○八田座長 ただ、今、学校ではないからオフィスでやっているから。
- ○原委員 だから、学校法人になられた場合もということですね。そちらのほうをお伺いしたいのですけれども、これは学校法人になろうとしたときに先ほど設置基準とかでなかなかアメリカの大学から見て納得のいかないところがいくつかあるとおっしゃって、具体的には大きいところはどんなのがございますでしょうか。そこはこれまでも何度かおそらくチャレンジを何度もされているところだとは思うのですけれども、そこの設置基準のほうを変えていくというのも国家戦略特区ではそろそろあり得なくもない課題かなとも思いますものですから、そちらから攻めていくというのもあり得るかとは思うのです。
- ○加藤副学長 そうですね。例えばもちろん最初に用意しなくてはいけない資金であるとか、あとは施設設備の問題であるとか、具体的な内容に関しては、例えば、日本の場合は124単位で卒業となるのですけれども、アメリカの大学の場合はものによっては123単位、

本校は123単位というものもあって、単位数も変えなくてはいけないということがあったり、あとは大きいものの一つに編入の単位、編入学の単位。アメリカの大学というのは協定等を結んでいなくても編入学というのは非常に簡単でございまして、例えば2年制の短大から、よくありますが4年制大学の周りに2年制のコミュニティカレッジと呼ばれているものが衛星のようにありまして、そこからその2年が終わったら4年制大学にスムーズに移行できるというような、編入学の制度は非常に整っておりまして、それは行ったり来たりできる。御存じだと思いますが、4年制大学、こちらからこちらにも割と簡単に単位を持っていくことができる。

日本の大学は一方、なかなかそういった単位の互換であるとか、そういうことは非常に難しいわけで、そうしますと、具体的に申しますと、テンプル大学では78単位まで、場合によってはもっと他の大学から単位を移行することができる。しかし、日本の大学ではどんなに頑張っても60単位までというようなことがございます。

ですので、今、アメリカから来ている、例えばアメリカの短期大学を卒業して、または 4年制大学の2年生、3年生の途中から編入学していきたいなどというのはできなくなる ということになります。

○八田座長 分かりました。建築基準法の基準緩和を要請するのに何か的を絞ったほうが いいだろうなという気がしますね。

〇上林氏 一言よろしいでしょうか。先ほど八田先生おっしゃったように、専門学校でももちろん本当にこの基準が合わないといけないのですけれども、実際問題、オフィスビルを借りてやってらっしゃる方たちはきっと合っていないと思います。なので、先ほど原委員がおっしゃったように、この特殊建築物に対する建築基準法自体が特に都心の大学とか学校については無理が来ているのではないかと思いました。特に採光の問題ですとか、ここにも書かせていただいているのですが、窓を大きくとらなければいけないというのはあるのですけれども、結局光をとるための窓の大きさが決まっているのに、近くのビルが、隣のビルが迫っているためにブラインドを閉めたままで授業をせざるを得ないとか、正直都心のこの混んだ東京で学校を運営するためには、この建築基準法そのものから無理がある場合があるのではないかなと思いました。

○加藤副学長 一つ付け足させていただくと、なぜ都心にいなくてはいけないのか。もちろん、学生募集とかそういうもあるのですけれども、内容からしても、元々インターンシップはアメリカの大学で始まっていると思うのですけれども、日本で橋本総理のときに随分始めるようになりましたが、インターンシップというのは、本当は5日間とか1週間とかでいいものではなくて、単位をとって、本校の場合は140時間と決まっているのです。1週間に2~3日、企業に行ってインターンとして研修をして、それが履歴書にも書けると。職歴となる。そして、就職するときに有利なるというようなものであるわけで、これが必修になりますので、都心の会社にインターンとして勤める、1週間に3回も4回も会社に行かなくてはいけないということになると、例えばこれが八王子のキャンパスだとそれが

難しいわけですね。しかもビザで来ている学生は二十何時間勉強しなくてはいけないと決まっていますから、ではインターンだけやっていいかというと、それはもう移民局のほうから怒られてしまいますから、もう不可能だと。私どもにとっては都心以外で運営するというのは、もうアカデミックな面からも難しいということがございます。

- ○八田座長 しかし、その一部分を遠くでやって、インターンのある時期だけ1年間都心でやるというようなことは可能でしょうね。
- ○加藤副学長 それはできなくて、移民局のほうから、フルタイム、例えば1学期は12単位を最低でもとらなければいけないというふうに。
- ○八田座長 例えば、4年生の1年間はインターンするために全部授業を都心でやるとい うのは可能ではありませんか。アメリカでは田舎にある大学が多いですよね。
- ○加藤副学長 でも、ビザのリクワイアメントが学生はございませんので、アメリカの場合はアメリカ人の学生がアメリカで勉強する場合はビザのリクワイアメントはないですね。そうすると、1クラスだけインターンだけとって、3クレジットだけとるとか、6クレジットだけとるということが可能なわけですけれども、アメリカ人、うちに来ている学生はビザの縛りがありますので、それはできないと。おっしゃるとおり、4年生のときだけそれは可能かとは思います。
- ○八田座長 分かりました。 どうぞ。
- ○藤原次長 校地・校舎の自己所有の関係なのですけれども、これは他法令の話は今日いただいたのですが、私どもの理解で、これは去年も総理も言及した一つの規制改革項目なのですが、東京都を含めて47都道府県のうち相当な数の自治体で規制がまだ残っているという認識なのですが、そういう理解でよろしいですか。
- ○上林氏 おっしゃるとおりです。こちらは国の国土交通省関係、建築基準法関係だけを述べさせていただいているのですが、この他にバリアフリー条例ですとか、東京都の例えばトイレの数ですとか、オストメイト付きのトイレを必ず作らなければいけないですとか、エレベーターの箱の大きさ、鏡をつけるとか、手すりをつけるとか、そういう細かいところはかなりまだございます。
- ○藤原次長 細かいところという以上に、校地・校舎の自己所有の要件というのも東京都はまだ緩和していないのではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。
- ○上林氏 学校法人になる面でしょうか。
- ○藤原次長 はい。
- ○上林氏 それは文部科学省との話し合いの中で学校法人の準備をしている上では特にそ ういうようなことは問題とされていません。
- ○藤原次長 文部科学省はいいと言っているのですが、多分東京都はダメと言っているのではないですか。
- ○加藤副学長 専修学校になる場合は東京都なので、専修学校になろうとするとダメです。

大学の場合は、文部科学省と直接なので大丈夫というか、大分緩和してくださっております。

- ○藤原次長 またこちらでも確認してみます。
- ○八田座長では、他にないですか。どうもありがとうございました。